

令和6年猿払村告示第22号

令和6年4月1日

猿払村長 伊藤 浩一

(公印省略)

ふるさと寄附金に係る指定納付受託者の指定(告示)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

記

別紙に以下の事項を示す。

- (1) 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地
- (2) 指定した日
- (3) 指定納付受託者に納付させる歳入等
- (4) 指定納付受託者に納付させる期間

以上

(1) 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地

楽天グループ株式会社
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

株式会社トラストバンク
東京都品川区上大崎三丁目1番1号

株式会社アイモバイル
東京都渋谷区桜丘町22-14

株式会社 JALUX
東京都港区港南1-2-70

株式会社オールアバウトライフマーケティング
東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番1号

株式会社さとふる
東京都中央区京橋2-2-1

PayPay 株式会社
東京都千代田区紀尾井町1-3

株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号

ライフカード株式会社
神奈川県横浜市青葉区荏田西1丁目3番地20

株式会社 札幌北洋カード
札幌市中央区大通西3丁目11番地

(2) 指定した日

令和6年4月1日

(3) 指定納付受託者に納付させる歳入等

インターネットを利用したさとふるさと納税に係る寄附金の申込み及び収納に関する事務。

(4) 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日